

指定特定相談支援・指定障害児相談支援 利用契約書

利用者と相談支援事業所 まごころ（以下「支援事業者」という。）は、サービス等利用計画の作成に係わる指定特定相談支援及び指定障害児相談支援に関して、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 支援事業者は、障害者総合支援法並びに児童福祉法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにサービス等利用計画を作成するとともに、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることとします。

（契約の有効期間と更新）

第2条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から計画相談支援給付費の支給期間の有効期限までとします。ただし、利用者から支援事業者に対して解約の申し出がない場合は自動更新とします。

（指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の担当者）

第3条 支援事業者は、利用者のために、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の担当者（以下、「担当者」という。）として相談支援専門員である職員を選任し、相談支援専門員がその職務を誠実に遂行するよう責任を持って指導監督し、適切な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援に努めます。

- 2 支援事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、支援事業者側の事情により担当を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議して決定します。
- 3 支援事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

（サービス等利用計画の作成・変更）

第4条 支援事業者は、利用者の自立した日常生活全般の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な障害福祉サービス等に加えて地域住民による自発的なサービス等も含めたサービス等利用計画の作成に努めます。

- 2 支援事業者は、利用者がサービス等利用計画およびその内容の変更を希望する場合には、速やかに計画を変更し、これに基づく障害福祉サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 3 サービス等利用計画の作成については、重要事項説明書に記載のとおりです。

（個人情報同意）

第5条 利用者は、氏名、住所、障害名、健康状態、病歴、家庭状況等、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を行うために最低限必要な個人、家族に関する情報の使用を、この契約の締結において同意するものとし、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援に関する個人情報使用の同意をとる必要のある種類等については、署名捺印を省くことができるものとする。

（秘密保持）

第6条 支援事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者の生命又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約及び契約終了後、第三者に漏らしません。

2 支援事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

（事故発生時の対応）

第7条 支援事業者は、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の実施に際して利用者のけがや容態に急変があった場合には、速やかに医師や家族への連絡その他適切な措置を講じます。

2 支援事業者は、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害に相当する金額を利用者に支払います。ただし、支援事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

（苦情処理）

第8条 利用者は、提供された指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の内容に関して苦情がある場合には、支援事業者、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

2 支援事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 支援事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱い等一切してはなりません。

（利用者からの解約）

第9条 利用者は、支援事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

（支援事業者からの解約）

第10条 支援事業者は、利用者の非協力、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援への抵抗、暴言暴行など利用者及び支援事業者間の信頼関係を損壊する行為によりこの契約の目的を達することが不可能となり、かつ改善の見込みがないときは、利用者に対し10日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

（契約の終了）

第 1 1 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （１）利用者が計画相談支援給付費の対象者でなくなったとき
- （２）利用者が死亡したとき
- （３）第 2 条の契約期間が満了した場合
（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）
- （４）第 9 条から第 10 条に基づき本契約が解約された場合

2 支援事業者はこの契約の解約又は終了に際しては、利用者が指定する他の指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を行う支援事業者へ、関係書類等の引き継ぎを行うものとします。

（その他契約外の事項）

第 1 2 条 この契約及び障害者自立支援法及び児童福祉法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を遵守し、利用者と事業者の協議のうえで定めるものとします。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、利用者、支援事業者が署名押印のうえ、利用者と支援事業者が各自 1 通を保持するものとします。

令和 年 月 日

利用者

（住 所）

（氏 名） 印

保護者（利用者が児童の場合）

（住 所）

（氏 名） 印

（続 柄）

利用者代理人（選任した場合）

（住 所）

（氏 名） 印

支援事業者

（所在地） 福岡県京都郡苅田町大字稲光 1251-2

（名 称） 相談支援事業所 まごころ

（代表者） 管理者 高村 巨人 印